

大阪都市計画都市再生特別地区の変更（大阪市決定）

都市計画都市再生特別地区の心齋橋筋一丁目地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物 その他の 工作物の 誘導すべ き用途	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建ぺい率の 最高限度 (注1)	建築物の 建築面積の 最低限度	建築物の 高さの 最高限度	備考
都市再生特別地区 (心齋橋筋一丁目地区)	約 1.2ha	—	120/10	100/10	8/10	2,000 m ²	高層部 87m 77m 68m 65m 中層部 52m 45m 31m 低層部 18m	建築物等の敷地として併せて利用すべき区域（重複利用区域）及び区域内における建築物等の建築又は建設の限界は、計画図表示のとおり。
注1) ただし、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は同条第5項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数値とする。 注2) 壁面の位置の制限は、軒飾り（建築物の外壁の高さが48mを超え、50m以下の範囲における突出部）については適用しない。 また、建築物の高さは基準面(大阪湾最低潮位面からの高さ3.2mにおける水平面をいう。)からの高さによる。								

「位置、区域、壁面の位置の制限及び建築物の高さの最高限度の区分は計画図表示のとおり。ただし、壁面の位置の制限は、公共用歩廊及び道路の上空に設けられる渡り廊下と接続する建築物の部分については適用しない。」